

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)	
地域名 (地域内農業集落名)	野登地区 (坂本、池山、安楽、原尾、平尾、辺法寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月28日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個人の担い手为中心となり、茶及び水稻を中心に生産をしている。一定数の若い担い手もいるものの全体では担い手の高齢化が進んでいる。
遊休農地が増加することで担い手による草刈りの負担も大きくなってきている。
ポンプや水路等の保全に苦勞しており獣害による被害も多く見られる。
面積が小さい田も多く効率性が悪いいため専業農家として成立することが難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の担い手を可能な限り維持しつつ、将来は後継者や農業の拡大の意向を示す担い手に引き継げる体制を整えていく。
作物については、現状の茶や水稻を中心に引き続き生産していく。
また、地域特産作物としてミツマタの栽培も検討を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.58 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家等地域の担い手の実情や意向等を把握し地域の担い手を育成しつつ、後継者に引き継げる体制を整えていく。 農業体験イベントを通じて新たな担い手の開拓を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。
 ②有機米生産の取組を行っていく。
 ⑤地域特産作物としてミツマタの栽培も検討を行っていく。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し維持をしていく。